

労働者災害補償保険法及び労働安全衛生法

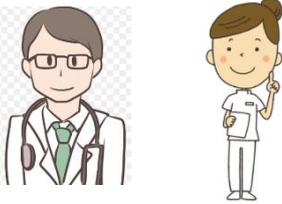
特定保健指導若しくは保健指導とくれば、医師又は保健師

□ **特定保健指導**は、医師または歯科医師による面接によって行われ、栄養指導もその内容に含まれる。

[誤り H30年-7B]

⇒「医師又は保健師」

【POINT】[二次健康診断等給付の種類] … 2種類

二次健康診断	特定保健指導
<p>脳血管及び心臓の状態を把握するための <b>医師</b>による健康診断</p> <p>1年度につき1回</p> 	<p>二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るための面接指導 <b>医師又は保健師</b>が行う。</p> <p>二次健康診断ごとに1回</p> 

【POINT】横断（労働安全衛生法）

	内容	担当
健康診断	雇入れ時	医師
	定期健康診断	
	特定業務従事者	
	海外派遣労働者	
	給食従事者	(検便)
有害業務従事者	特殊健康診断	医師
	歯科医師による健康診断	歯科医師



健康診断の結果

意見聴取	「異常の所見」があると診断	医師又は歯科医師の意見
<u>保健指導</u>	健康診断の結果、特に健康の保持が必要な労働者に対して行う。	医師又は保健師
面接指導	長時間労働を行い、疲労の蓄積が認められる労働者に対して行う。	医師

「保健指導」の場合は、医師又は保健師が担当します。